

電波監理審議会令案要綱

第一 内容

一 電波監理審議会に、電波の有効利用の程度の評価を行わせ、又は特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができることとする事。
(第一条関係)

二 電波監理審議会に、部会を置くことができることとする事。
(第二条関係)

三 電波監理審議会の部会の議事について規定すること。
(第三条関係)

四 電波監理審議会の庶務は、総務省総合通信基盤局総務課において処理すること。
(第四条関係)

第二 施行期日

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行すること。
(附則関係)